

東京都福祉のまちづくり推進計画についての意見募集結果

1 意見募集の期間 令和6年2月1日(木曜日)から同年3月1日(金曜日)まで
2 応募件数 14件 (2名、1法人)

番号	ご意見	ご意見に係る都の考え方
1	<p>【計画策定の趣旨】 (1)計画策定の趣旨の次の文節に、文言を加えて以下のようにしてほしい。 「日本国憲法、子どもの権利条約、障害者の権利条約および福祉のまちづくり条例第7条に基づいて、」 理由は、福祉のまちづくりにおいては条例に基づくのはもちろんだが、上位の概念として、日本国憲法に定められた人権条項や、「子どもの権利条約」「障害者の権利条約」の趣旨を反映させる必要があると考え、明記することでこの観点がより明確になるため。</p>	<p>東京都福祉のまちづくり条例は、福祉のまちづくりを推進し、もって高齢者、障害者、子ども、外国人、妊産婦等全ての人々が安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができる社会の実現を図ることを目的としています。今後も日本国憲法、子どもの権利条約、障害者の権利条約なども踏まえ、福祉のまちづくりを推進していきます。</p>
2	<p>【心のバリアフリー】 知的障害者に関する記述が少なく残念。 「心のバリアフリー」に関して、そもそも心に壁(バリア)がある事が前提でその壁を無くしていくのではなく、心に壁を作らないようにしてほしい。 保育園・幼稚園から高校まで、障害者が一緒にいることが当たり前の社会が理想。 バリアフリーでは無く、最初からバリアを作らない社会にしたい。</p>	<p>東京都では、全ての人々が平等に参加できる社会を目指して「心のバリアフリー」の普及啓発に関する取組を実施しています。心のバリアフリーの意識が浸透し、そもそも心のバリアがない共生社会となることを目指し、更に取組を進めていきます。心のバリアフリーの集中的広報事業では、令和5年度は、まちの移動や施設利用の際のバリアフリー設備の運用面を主な題材として使用しましたが、来年度以降は知的障害者や精神障害者等が周囲の人とコミュニケーションを行う場を題材とする予定です。 また、交流及び共同学習の機会を拡充していくことで、障害の有無にかかわらず児童・生徒が共に学び、体験し、相互理解を深める取組を推進していきます。</p>
3	<p>【計画の推進体制】 前段の文章の順に合わせ、(1)都の役割、(2)区市町村の役割、(3)事業者の役割、(4)都民の役割、という順番に置き換えるべきである。 また、東京都の積極的な予算組みがなければ、福祉のまちづくりは進まないため、「都の役割」の文章に「必要な予算を計上すること」を付け加えるべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、(1)都の役割、(2)区市町村の役割、(3)事業者の役割、(4)都民の役割、という順番に修正しました。また、福祉のまちづくりの推進のために必要な予算を確保しながら取り組んでまいります。</p>
4	<p>【無人改札口・無人駅】 無人改札口・無人駅の課題を書いていることは積極的に評価できる。ただ、どの業種も人手不足にであることは理解できるが、可能な限り無人改札口・無人駅は設置しないことが障害者の円滑な移動の上では重要であるため、課題を「可能な限り無人改札口・無人化は行わない」という文章を付け加えるべきである。</p>	<p>駅の無人化については、国土交通省が令和4年7月にガイドラインを公表し、「鉄道事業者が駅を無人化することは、鉄道事業者が社会変化に柔軟に対応するために、その経営判断において適切に行うべきものであるが、鉄道事業者の一方的な判断のみによって利用者利便が損なわれないようにする必要がある」としています。これも踏まえ、都は、無人改札口・無人駅でも、旅客支援を可能な限り行う必要があると考えています。利用者の安全等の確保を図るため、ガイドラインで示された内容も踏まえ、鉄道事業者にハード、ソフト両面から適切な対策を求めてまいります。</p>
5	<p>【バリアフリールートとホームドア整備について】 全ての障害者の移動の安全と自由を保障するため、鉄道駅のバリアフリールートの1ルート確保100%実現は、計画を作成し、早期に実現すべきだ。さらに鉄道駅のホームドア整備は、少しでも早く100%実現すべきだ。特に、設置が遅れているJRの整備促進は急務である。都や区市町村は、ホームドア整備まではホームに駅員を配置すること鉄道事業者積極的に働きかけるよう、計画に明記してほしい。</p>	<p>ホームドアやエレベーター整備については、「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」を踏まえた財政的支援を実施しています。 バリアフリールートの確保については改修等の機会を捉えて整備が行われるよう、鉄道事業者に働きかけていきます。 ホームドア整備については、扉位置の異なる列車等への対応等、技術的な課題への対応を行うなど、各鉄道事業者と連携しながら、計画的に促進していきます。</p>

東京都福祉のまちづくり推進計画についての意見募集結果

1 意見募集の期間	令和6年2月1日(木曜日)から同年3月1日(金曜日)まで
2 応募件数	14件 (2名、1法人)

番号	ご意見	ご意見に係る都の考え方
6	<p>【鉄道駅等のバリアフリー、ユニバーサルデザインタクシーについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗り換え駅など必要な駅の2ルート目確保も、年次計画を作成し、早期に実現すべき状況である。特に都営地下鉄が関係する新宿3丁目駅、三田駅、大江戸線飯田橋駅などは急務である。 ・鉄道の車内の車椅子スペースは、全ての車両の決まったドア番号の場所に設置するような配慮が必要である。 ・鉄道駅のエレベーターの出入り口と階段が近いなど危険な場所があるので改善を図る必要がある。当面、危険を知らせる告示を大きく貼るなどの対策が必要である。 ・新宿西口などターミナルの大型工事が進められているが、特に障害がある場合通行の安全と利便性などに課題がある。鉄道事業者、デパートなどの建設事業者、地元自治体が連絡・連携を取り、人員配置するよう必要がある。 ・ユニバーサルタクシーの車両については、引き続き自動車会社に障害のある利用者の声を聞いて改善を働きかける必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリールートの複数ルート確保の計画的な促進については、本計画の「課題」及び「今後の取組の方向性」に記載しています。 ・車両における車椅子スペースの場所は、鉄道事業者・路線・編成によって異なることもあります。車椅子スペースも含めたバリアフリー設備の分かりやすい情報提供が重要であり、促進していく必要があると考えています。 ・駅における施設等の方向の指示や位置の告知の考え方については、「公共交通機関の旅客施設・車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」に示されています。都は、引き続き、これらを踏まえた駅施設の整備が行われるよう、機会を捉えて鉄道事業者に働きかけていきます。 ・大規模な工事を実施する際のバリアフリー化された動線に関する適切な情報発信の重要性については、第4章・3 誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築(2)ホームページ等による情報提供の充実に記載しています。また、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルにおいても、公共交通施設編の基本的考え方に工事中箇所における配慮事項を記載しています。 ・ユニバーサルデザインタクシーについては、国土交通省において標準仕様が定められているほか、より良い車両づくりのための継続的な改善が求められています。
7	<p>【視覚障害者用信号機について】</p> <p>視覚障害者用信号機の運用において、周辺住民から音を切ってほしいという要望があり、音が出ないようにされてしまうことがある。一方的に音を切るのではなく、当事者(住民、視覚障害者、警察)で話し合いを行うことを求めたいため、課題に音に関する苦情が出た際の対応について追記してほしい。</p>	<p>心のバリアフリーの取組の一環として、点字ブロック等について設備自体の目的や必要性も含めて情報発信し、必要とする人がスムーズに利用できるような取組を実施しており、視覚障害者用信号機についても今後情報発信を検討します。</p>
8	<p>【道路のバリアフリー化について】</p> <p>取組の方向性に以下の事項を付け加えてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道の幅を拡げ、傾斜をなくすことが必要で、視覚障害者用誘導ブロック、エスコートゾーン・音響式信号機を、実際に利用する障害者の声を聞いて増設する必要があること。 ・無電柱化は、年次計画をたてて取り組むことが必要であること。 ・放置自転車削減は、啓発だけでなく駐輪場の増設が必要であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の有効幅員の確保・段差解消・勾配改善・視覚障害者誘導用ブロック、エスコートゾーンや視覚障害者用信号機等について整備してきました。引き続き、高齢者や障害者を含めた全ての人が安全で円滑に歩行・移動ができるよう整備を進め利便性の向上を図ります。 ・無電柱化については、令和3年6月に策定した東京都無電柱化計画において、令和3年から令和7年までの5か年で整備する箇所や延長を整備計画(8期)として示しており、本計画に基づき整備を推進しています。 ・引き続き、関係機関と協議・連携を図りながら、駅周辺の放置自転車等の削減に向けた取組を推進していきます。
9	<p>【建築物のバリアフリー化について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリールームを多数設置し、安価で障害者団体が利用出来る宿泊施設も建設すべきであること。 ・都立障害者スポーツセンターを増設すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者が円滑に利用できる客室の整備が進むよう、引き続き宿泊事業者や設計者に対して普及啓発を行うとともに、容積率の緩和や補助金等の活用を促すことにより、客室のバリアフリーを推進していきます。 ・都は、都内に2か所ある障害者スポーツセンターに加え、令和5年3月、パラスポーツの競技力向上と普及振興の場として、「東京都パラスポーツトレーニングセンター」を開設しました。さらに、障害のある方にとっては身近な地域でスポーツを楽しむことが重要と考え、様々な取組を進めています。例えば、区市町村施設のバリアフリー化の支援、公立スポーツ施設等のスタッフが配慮すべき点をまとめたマニュアルの作成・普及、都立特別支援学校体育施設での体験教室や施設貸出などを行っています。今後も、障害のある方が身近な地域でスポーツに親しめる環境の整備を図ってまいります。

東京都福祉のまちづくり推進計画についての意見募集結果

1 意見募集の期間 令和6年2月1日(木曜日)から同年3月1日(金曜日)まで
 2 応募件数 14件 (2名、1法人)

番号	ご意見	ご意見に係る都の考え方
10	<p>【当事者参画による整備について】</p> <p>当事者参画によるバリアフリー整備の重要性は以前から言われ続けており、東京都でハンドブックの作成など独自の取組を行っていることはとても評価し、期待している。</p> <p>しかし、各自治体の当事者参加の建物等のバリアフリー整備について調べたところ、多くの自治体が障害当事者の確保を課題として挙げており、最近では若い障害者が障害団体に加入することが減り、障害団体自体も高齢化や解散の危機に直面している。</p> <p>一方で、バリアフリー整備に参加する障害者自身にも課題があり、自身のニーズを認識し、それをハード面で解決するための方策を知っている必要がある。ニーズに対する気づきやバリアフリー化に対する興味があれば、抽象的な意見や人的対応での解決策などに留まり、バリアフリー整備に関する具体的な意見を出すことできない。</p> <p>当事者参画を効果的に実施するためには、バリアフリー化に関する意見を述べられる能力を持つ障害者を育成し、彼らがリーダーとして活躍できるような仕組みづくり(人材バンク等)が必要であるため、当事者参画によるバリアフリー整備の推進の項目に、当事者の育成・活用等の事業を加えて欲しい。</p>	<p>当事者参画の取組を効果的に行うためには、多様な参加者を確保し様々な視点からのニーズを引き出すことが重要だと考えています。そのためには、できるだけ分かりやすい資料や説明の実施、事前の研修実施などの工夫を解決策の一つとして「当事者参画ハンドブック」で示しています。また、当事者参画への参加を想定した人材登録の仕組みを持っている自治体もあり、このような自治体の人材育成や活用の観点も含めた好事例を周知し区市町村の取組を促進していきます。</p>
11	<p>【公園の改修について】</p> <p>福祉のまちづくりの観点から、日比谷公園、神宮外苑などの改修にあたり、樹木を守り、自然環境を守ることが必要であると考えます。</p>	<p>日比谷公園などの都立公園のバリアフリー等の改修にあたっては、公園の豊かな緑を守り、育み、次世代に継承しながら進めることとしています。いただいたご意見は参考とさせていただきます。</p>
12	<p>【住宅のバリアフリーについて】</p> <p>高齢者や障害者が増える中、バリアフリー化された住宅の必要性が高まっている。特に、高齢者が障害を抱えたり、障害者が高齢化したりするケースが増え、その間にはっきりした境界がなくなっている。</p> <p>(3)公共住宅の整備・民間住宅の整備促進に掲げる事業では、高齢者と障害者それぞれに対応した施策が多いが、高齢・障害が重複した方を考慮した取り組みは少ないように感じる。例えば、事業NO62のサービス付き高齢者向けの住宅に、障害者が入居できるような基準を設けることなどが考えられる。高齢・障害が重複した方が、安心して最後まで自分らしく暮らせるような住宅環境の整備・充実が進むことを期待する。</p>	<p>今回いただいたご意見も踏まえて、今後も住宅のバリアフリー化を広く促進し、高齢者や障害者の居住環境の向上を図っていきます。</p>
13	<p>【住宅のバリアフリーについて】</p> <p>以下の課題や要求があることも記しておいてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都営住宅の大量の新築が必要である。抽選が高率で、障害者が安心して住むことが難しくなっている。 ・電気スイッチなど視覚障害者の室内バリアフリーが必要だ。また、安全確保のため非常階段には、両側の手摺りをつけるなどの配慮が必要だ。 	<p>都営住宅について、良質なストックとして維持・更新していくため、昭和40年代以前に建設された住宅を、地域の特性や老朽化の度合い等を勘案しながら、計画的に建替えを推進します。建替えによりバリアフリー化を進めるとともに、既存の都営住宅について、高齢者、障害者への福祉対応の充実及びバリアフリー対策の向上を図るため、住宅設備等の改善を進めていきます。</p>
14	<p>【災害時の備えについて】</p> <p>障害者や高齢者また乳幼児など、避難行動要支援者が安全に避難できるかどうかは、未だ不確実な状況だといえる。</p> <p>自宅や日中利用する事業所等にいる場合については、個別避難計画を充実させ、これに基づいた避難訓練の実施が重要であり、その支援を東京都が各区市町村に対して実施することが今後の取組の方向性に述べられていることは評価できる。</p> <p>一方で、東日本大震災や能登半島地震を鑑みると、自宅や日中に利用する事業所等以外で避難行動要支援者が被災した場合の対処が心配である。特に、状況を理解し情報を得ることが難しい障害の場合、または建物や道路の倒壊などによって移動が困難になる障害の場合など、安全な避難が困難になることも予想される。</p> <p>そのようなことを想定して、最低限まちづくりの整備によって少しでも安全な状況を作っていく必要があると考える。本計画案において、各章の記載と重複する部分もあるが、改めて、「第4章 5 誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え」の中にも、最低限以下の項目を追加する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道の拡幅、段差の解消、電柱の地中化 ・家屋・事業所等の耐震化 ・音響による避難所までの誘導の仕組み ・スマホなどを利用した視覚情報による避難所までの誘導の仕組み 	<p>無電柱化や福祉施設・学校の耐震化等の必要性について、本計画に記載しています。避難行動要支援者を含め、安全な避難が可能となるよう、今回いただいたご意見も踏まえて、今後も検討を行っていきます。</p>